

報道関係者各位

平成 23 年 6 月 20 日

【照会先】

職業安定局 高齢・障害者雇用対策部

高齢者雇用対策課

課 長 土田 浩史

課長補佐 前田 奈歩子

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5816)

(直通電話) 03 (3502) 6778

「今後の高年齢者雇用に関する研究会報告書～生涯現役社会を目指して～」 を取りまとめました

厚生労働省の「今後の高年齢者雇用に関する研究会」（座長：清家篤 慶応義塾長）は、このたび、報告書を取りまとめましたので公表します。

急速な少子高齢化により労働力人口の減少が見込まれており、高年齢者の就業促進が重要な課題となっています。また、平成 25 年度には、老齢厚生年金・定額部分の支給開始年齢引上げ（65 歳）が完了するとともに、老齢厚生年金・報酬比例部分の 65 歳への引上げが始まることから、本研究会では、希望者全員の 65 歳までの雇用確保策や、年齢にかかわらず働ける環境整備の方策について、昨年 11 月から 5 回にわたり検討を重ねてきました。

報告書のポイントは次のとおりです。

（１）希望者全員の 65 歳までの雇用確保

- ・希望者全員の 65 歳までの雇用確保のための方策としては、
 - ①法定定年年齢を 65 歳まで引き上げる方法 あるいは、
 - ②希望者全員についての 65 歳までの継続雇用を確保する方法を考えるべき。
- ・①について、報酬比例部分の支給開始年齢の 65 歳への引上げ完了までには定年年齢が 65 歳に引き上げられるよう、引き続き議論することが必要。
- ・②について、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する現行の基準制度は廃止すべき。また、雇用確保措置の確実な実施を図るため、未実施企業に対する企業名公表など指導のあり方を検討することが必要。
- ・①②のいずれの方策をとる場合でも、賃金・人事処遇制度について、労使の話し合いにより適切な見直しを行うことが必要。

（２）生涯現役社会実現のための環境整備

- ・生涯現役社会実現のための環境整備として、
 - ①高齢期を見据えた職業能力開発及び健康管理の推進など
 - ②高年齢者の多様な雇用・就業機会の確保
 - ③女性の就労促進
 - ④超高齢社会に適合した雇用法制及び社会保障制度の検討を行っていくべきである。

本報告書を受け、秋頃から労働政策審議会において希望者全員の 65 歳までの雇用確保策などについての制度的検討をお願いする予定です。

【添付資料】

- 「今後の高年齢者雇用に関する研究会報告書」の概要（別添１）
- 「今後の高年齢者雇用に関する研究会報告書」（別添２）

【備考】

同研究会の資料や議事録は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

(<http://www.mhlw.go.jp>)

上記アドレスから、

「審議会・研究会等→上記以外の検討会・研究会等→職業安定局→
今後の高年齢者雇用に関する研究会」と進んでください。